

「休日パテントセミナー2016 in 津」 — 知的財産を活用する —

日本弁理士会東海支部では、地方公共団体、中小・ベンチャー企業関係者及び一般の方々を対象に、休日パテントセミナーを開講しております。

今回のセミナーが知的財産関係者のみならず、これから知的財産を学ぼうという方にとりましても参考になり、また今後のご活動の一助になれば幸甚に存じます。

■日 時 平成29年1月15日(日) 午後1時30分～4時(受付 午後1時より)

■会 場 アスト津 津市アストプラザ4F 研修室A(三重県津市羽所町700番地 TEL 059-222-2525)

■テーマ、内容及び講師 「特許異議の申立て制度・職務発明制度の紹介」

平成26、27年と立て続けに特許法が改正、施行されました。

本セミナーでは、改正点の中から特に特許異議の申立て制度と職務発明制度を取り上げます。

特許異議申立ては、特許掲載公報の発行日から6か月以内に行うことができます。このため、特許成立後の早い時期に競合他社の特許を消滅させたいときに有効な最初の紛争解決手段です。特に他社の気になる特許を発見した方、特許公報をウォッチングして他社技術を監視している方にとりまして、他社特許を消滅させたり、その効力範囲を減縮させて、自社の技術的自由度を広げるために有効です。

また、職務発明制度の改正のポイントは、特許を受ける権利を最初から企業のもの(原始使用者帰属・原始法人帰属)とできる、金銭に限らないインセンティブ(相当の利益)を付与できる、相当の利益を巡る企業のリスクが軽減される、などです。

後に従業員や提携先などとトラブルにならないよう、職務発明制度や職務発明規程等を事前に整備しておくことが望ましいといえるでしょう。

以上のような実務的な問題点や対応方法も含めて解説します。

講師：弁理士 岡田 伸一郎(特許異議申立て制度)・弁理士 小林 洋平(職務発明制度の紹介)

■定 員 70名(定員になり次第、締め切らせていただきます)

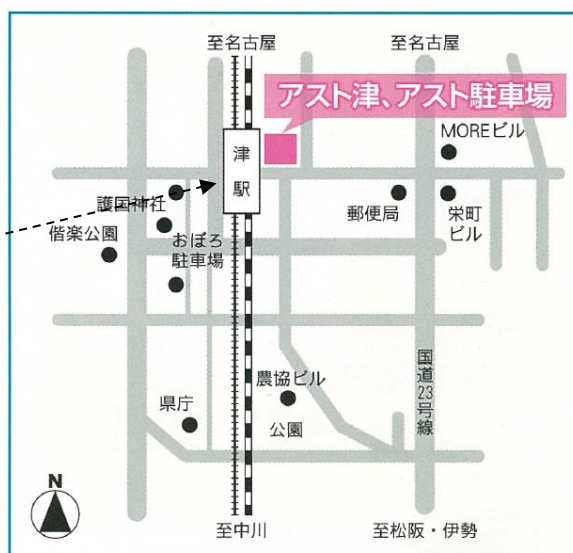
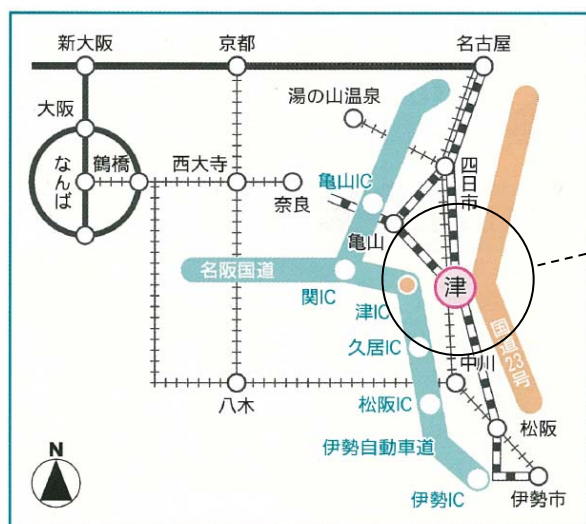
■主 催 日本弁理士会東海支部(運営：日本弁理士会東海支部 三重県委員会)

■後 援 伊勢新聞社

■参加費 無 料

■対 象 一般、ベンチャー起業を目指す人、中小企業の経営者、知的財産関係者

会場案内図



＜申込方法・申込書は裏面に掲載＞

申込方法及び問合せ・申込先

●お申し込み方法

聴講のお申し込みにつきまして、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付して下さい）にて下記当支部までお申し込み下さい。

またメールでのお申し込みの場合は、申込書の所定事項を必ずご明記の上、下記メールアドレスまでお申し込み下さい。

なお誠に勝手ながら、参加可否のご連絡につきましては、参加不可の場合のみご連絡を差し上げますことあらかじめご了承下さい。

●締切り 平成29年1月11日(水)

●お申し込み・お問い合わせ先 日本弁理士会東海支部

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階 TEL. 052-211-3110 FAX. 052-220-4005
e-mail: info-tokai@jpaa.or.jp web: http://www.jpaa-tokai.jp/

「弁理士」とは

弁理士は、知的財産の専門家として、特許（実用新案）、意匠、商標、国際出願、著作権、不正競争等に関する事項を幅広く取り扱っています。特許権や商標権等の権利取得のための出願代理や審判・訴訟代理、また特許権等の侵害訴訟における訴訟代理人又は補佐人、さらに税関での侵害品の輸入差止め代理などを行います。その他、知的財産に関する鑑定、相談、契約の代理、仲裁代理など、知的財産の創成、保護、活用に関する業務を行っています。

「日本弁理士会」及び

「日本弁理士会東海支部」とは

日本弁理士会は、弁理士法に基づき大正11年に設立された弁理士に関するわが国唯一の法人組織であり、弁理士は、すべて弁理士会の会員にならなければなりません。

本会は、全国単一の組織ではありますが、弁理士法第58条により、平成9年1月31日に東海地域（愛知・岐阜・三重・静岡・長野県）に日本弁理士会東海支部が開設されました。

※1. タイトルの西暦表示は事業年度であります「2016」とさせていただきます。

※2. パテント【patent】とは、特許及び特許権のことです。

※3. 知的財産（知財）権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権（産業財産権）に著作権・不正競争防止法等を含めた総称です。

※4. 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。

※5. インフルエンザ流行等の事情により中止することがあります。中止の場合は当支部ホームページでご案内します。

※6. 日本弁理士会東海支部は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県を管轄しております。

日本弁理士会東海支部 行 (FAX052-220-4005)

<休日パテントセミナー2016 in 津 参加申込書>

フリガナ	
氏名	
連絡先	(〒 -) 電話 () - FAX () -
職業	■ 以下該当するものを○でお囲み下さい。 1. 経営者・代表者 2. 勤務者（法務・知財・開発・設計・製造・その他） 3. 士業 4. 学生 5. 主婦 6. その他 ()

※いただきました個人情報は、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限って利用します。また当支部からのイベント情報の提供に利用させていただくこともあります。